- 主 文 被告が、原告に対して、平成9年10月23日付でした労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付を支給しない 旨の処分を取り消す。 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 事実及び理由

第1 請求

主文同旨

第 2 事案の概要

本件は、外科医として勤務した総合病院土浦協同病院(以下、「本件病院」という。)からの転勤後間もなく自殺したP1の父である原告が、労働者災害補償保険法(以下、「労災保険法」という。)に基づき、P1の自殺は本件病院における業務に起因するうつ病によるとして請求した遺族補償年金支給請求につき、P1の自殺は業務上の事由によるものとは認められないとして不支給決定(以下、「本件不支給処分」という。)をした被告に対し、本件不支給処分の 取消を求めた事案である。

## 前提事実

- 「1 前提事美(1) P1は、昭和〇年〇月〇日に原告とP2の二男として生まれ、昭和63年3月、東京医科歯科大学医学部を卒業後、同年4月から平成元年3月まで、同大学附属病院に研修医として勤務し、同年4月から同年9月まで、総合病院取手協同病院麻酔科に勤務医として勤務した後、平成元年10月1日から平成4年3月31日まで、本件病院の外科に勤務医として勤務し、同年4月1日から、東京医科歯科大学附属病院第1外科勤務となった。 (2) P1は、遅くとも平成4年3月中旬ころまでに、うつ病を発症し、上記転勤から1週間後である平成4年4月7日、うつ病による自殺念慮から、両親宅において、薬物を自己の身体に注射して自殺した。P1は、死亡時29歳で
- あった。

### (表1) P1の宿日直数・休日数一覧表

年. 月	所定労働日数	所定休日日数	宿直日数	日直・半日直日数	実休日数
3. 9	23日	7日	2日	2日(日1, 半1)	2日
1 0	26日	5日	1日 0日		1日
1 1	24日	6日	1日	0日	0日
1 2	23日	8日	1日	0日	1日
4. 1	23日	8日	1日	0日	1日
2	24日	5日	1日	0日	1日
3	25日	6日	2日	1日(日1)	1日

平成元年10月から平成4年3月までの各月別のP1の時間外労働時間数(早出残業時間,休日勤務時間を指し,宿日直の労働時間を含まない。)は、表2のとおりである(なお、P1の「日直・宿直・半日直時間外休日勤務票」〔乙第27号証の1〕の勤務時間欄記載の時間数の合計と被告が計算した時間数〔乙29号証,第30号証の1〕とが異なる月については、前者を左側〔括弧外〕,後者を右側〔括弧内〕に記載した。賃金台帳〔乙第21号証〕によれば、平成3年10月から平成4年3月までのP1の時間外労働時間数はいずれも80.5時間とされているが、これは本件病院の予算上の理由によるものにすぎず、実態を反映したものではない〔乙第26号証〕)。

(表2) P1の時間外勤務時間数一覧表(宿日直を除く)

年.	月	時間数	年.月	時間数
1.	1 0	154. 5	3. 1	130. 5
	1 1	186. 5	2	153.0
	1 2	243.5	3	149. 5
2.	1	225. 5 (219. 5)	4	131. 5
	2	124. 5 (117. 5)	5	117. 0
	3	141.0 (140.5)	6	144. 0
	4	139. 0	7	155. 0
	5	160. 5 (155. 5)	8	147. 0 (115. 0)
	6	151.5	9	133. 5
	7	124. 0 (113. 5)	1 0	167. 0
	8	107. 5	1 1	170.0
	9	103.0	1 2	116.0(115.0)
	1 0	129. 5	4. 1	167. 5
	1 1	152. 0	2	140.5
	1 2	189. 5	3	164. 0

平成元年10月から平成4年3月までの各月別のP1の宿直、日直、半日直の時間数は、表3のとおりである(乙第31号証)。

(表3) P1の宿日直時間数一覧表

年. 丿	年.月		時間数		. 月	時間数	
1.	1 0	20.	5	3.	1	16.	0
	1 1	16.	0		2	16.	0
	1 2	16.	0		3	20.	5
2.	1	16.	0		4	16.	0
	2	40.	0		5	32.	0
	3	16.	0		6	16.	0
	4	36.	5		7	16.	0
	5	24.	0		8	40.	0
	6	16.	0		9	44.	5
	7	32.	0		10	16.	0
	8	16.	0		1 1	16.	0
	9	24.	0		1 2	16.	0
	1 0	36.	5	4.	1	16.	0
	1 1	16.	0		2	16.	0
	1 2		0		3	40.	0

(7) P1が本件病院に勤務中に関与した手術数は、平成元年中は術者として64件、介者として13件、平成2年中は術者として158件、介者として51件、平成3年中は術者として169件、介者として55件、平成4年は術者として41件、介者として15件である(乙第17、第19号証)。「術者」とは、チームで行う外科手術に際し、執刀(メス、ハサミ等による操作)、剥離、縫合等の業務を行って手術の進行を主導する者、「介者」とは、術野の展

- 開,縫合糸の結紮等,手術者を援護する者をいい,介者が手術者より経験が深い場合は手術進行に対する助言,指導も
- 開、離古がいた系守、ナ州日で接段する日でいた。八日のナ州日のファビアなどのである。1、2000年である。1、2000年である。1、2000年である。1、2000年である。1、2000年である。1、2000年では10月から平成4年3月までに術者として行った手術の具体的内容は、別紙1のとおりである。これらの手術のうち所要時間が3時間を超えたものは、平成3年10月は手術件数18件中1件、同年11月は11件中3件(うち4時間を超えるもの1件)、同年12月は16件中2件、平成4年1月は15件中1件、同年2月は8件中3件(うち4時間を超えるもの1件)、3月は18件中4件(うち4時間を超えるもの2件)であった(乙第19号証)
- 。 (8) 労働省は、平成10年2月、精神障害等の労災認定に係る専門検討会を設けて、精神障害の業務起因性の判断を迅速、適正に行うための検討を重ね(同検討会の報告書は、(10)②参照)、その結果に基づき、平成11年9月14日、労働省労働基準局長通達「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」(基発第544号。乙第7号証。以下、「判断指針」という。)を発出した。その主な内容は、以下のとおりである。
  ① 判断指針で対象とする疾病は、原則として国際疾病分類第10回修正(ICD-10)第V章「精神および行動の障害」に分類される精神障害とする(具体的な分類は、別紙2のとおりである。)。
  ② 次のaないしcの各要件をいずれも満たす精神障害は、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に該当する疾病と
- して取り扱う
- 対象疾病に該当する精神障害を発症していること а
- 対象疾病の発症前おおむね6か月の間に、客観的に当該精神障害を発症させるおそれのある業務による強い心理的 負荷が認められる

- 負荷が認められること

  c 業務以外の心理的負荷及び個体側要因により当該精神障害を発症したとは認められないこと
  ③ 上記②の各要件のうち、bに関するものとして、業務による心理的負荷の強度の評価に当たっては、当該心理的負荷の原因となった出来事及びその出来事に伴う変化等について総合的に検討する必要があり、検討の指標としては「職場における心理的負荷評価表」(別紙3)を用いることとする。
  a 同表中の「出来事の類型」欄は、職場において通常起こり得る多種多様な出来事を一般化したものである。発症前おおむね6か月の間に、当該精神障害の発症に関与したと考えられる業務による出来事としてどのような出来事があったのかを具体的に把握し、その出来事がどの「具体的出来事」に該当するかを判断して、平均的な心理的負荷の強度を「Ⅰ」(ⅠをⅢの中でまれに経験するともある強い心理的負荷)、「Ⅲ」(ⅠをⅢ中の自己となる。
  b ただし、その出来事の内容等によってはその強度を修正する必要が生じることから、別紙3の(2)に掲げる視点に基づいて、上記ⅠないしⅢの位置付けを修正する必要がないかを検討する。なお、出来事の発生以前から続く恒常的な長時間労働、例えば所定労働時間が午前8時から午後5時までの労働者が、深夜時間帯に及ぶような長時間の時間外労働を度々行っているような状態等が認められる場合には、それ自体で、上記(2)の欄による心理的負荷の強度を修正する。
- 労働を度々行っているような状態等が認められる場合には、それ自体で、上記(2)の欄による心理的負荷の強度を修正する。

  c さらに、出来事に伴う変化等に係る心理的負荷がどの程度過重であったかを評価するため、出来事に伴う変化として別紙3の(3)の欄の各項目に基づき、出来事に伴う変化等はその後どの程度持続、拡大あるいは改善したかについて検討する。検討にあたっては、仕事の量(労働時間等)の変化、仕事の質の変化、仕事の責任の変化、仕事の裁量性の欠如、職場の物的、人的環境の変化、支援、協力等の有無等に着目すべきである。

  d 以上の手順によって評価した心理的負荷の強度の総体が、客観的に当該精神障害を発症させるおそれのある程度の心理的負荷と認められるかについて総合評価を行う。「客観的に精神障害を発症させるおそれのある程度の心理的負荷とは、別紙3の総合評価が「強」と認められる程度の心理的負荷とする。ここで、「強」と認められる心理的負荷とは次の場合をいう。

- こは次の場合をいう。
  (a) 別紙3の(2)の欄に基づき修正された心理的負荷の強度が「Ⅲ」と評価され、かつ、同(3)の欄による評価が相当程度過重であると認められるとき(「相当程度過重」とは、同欄の各々の項目に基づき、多方面から検討して、同種の労働者と比較して業務内容が困難で、業務量も過大である等が認められる状態をいう。)。
  (b) 別紙3の(2)の欄により修正された心理的負荷の強度が「Ⅱ」と評価され、かつ、同(3)の欄による評価が特に過重であると認められるとき(「特に過重」とは、同欄の各々の項目に基づき、多方面から検討して、同種の労働者と比較して業務内容が困難であり、「同常的な長時間労働が認められ、かつ、過大な責任の発生、支援、協力の欠如

- 動者と比較して業務内容か困難であり、恒常的な長時間労働が認められ、かつ、過大な責任の発生、支援、協力の欠如等特に困難な状態が認められる状態をいう。)。
   e 業務による心理的負荷の強度は、基本的には上記 d により総合評価されるが、次の(a)、(b)及び(c)の事実が認められる場合には、上記 d にかかわらず総合評価を「強」とすることができる。
   (a) 別紙3の(2)の欄に基づき修正された心理的負荷の強度が「Ⅲ」と評価される出来事のうち、生死に関わる事故への遭遇等心理的負荷が極度のもの(b)業務上の傷病により6か月を超えて療養中の者の発症した精神障害業務上の傷病によりおおむね6か月を超える期間にわたって療養中の者に発症した精神障害については、病状が急変し、病療度の長時間労働
- 極度の長時間労働
- (c) 極度の長時間労働 極度の長時間労働, 例えば数週間にわたり生理的に必要な最小限度の睡眠時間を確保できないほどの長時間労働により、心身の極度の疲弊, 消耗をきたし、それ自体がうつ病等の発症原因となるおそれのあるもの 4 上記②の各要件のうち、こに関するものとして、業務以外の心理的負荷の強度は、発症前おおむね6か月の間に起きた客観的に一定の心理的負荷を引き起こすと考えられる出来事について、「職場以外の心理的負荷評価表」(別紙4)により評価する。同表で示された心理的負荷の強度が「Ⅲ」に該当する出来事が認められる場合には、その具体的内容を関係者からできるだけ調査し、その出来事による心理的負荷が客観的に精神障害を発症させるおそれのある程度のものと認められるかについて検討する。 6 同じく上記②の各要件のうち、こに関するものとして、個体側要因の検討に際しては、既往症、生活史(社会適応状況)、アルコール等依存状況や性格傾向について、それらが客観的に精神障害を発症させるおそれのある程度のものと認められるかについて検討する。 6 判断指針で対象とする精神障害の発症が明らかになった場合には、上記③ないし⑤の各事項について各々検討し、

- を認められるかについて検討する。
  ⑥ 判断指針で対象とする精神障害の発症が明らかになった場合には、上記③ないし⑤の各事項について各々検討し、その上でこれらと当該精神障害の発症との関係について総合判断する。
  ⑦ 別紙2のF0ないしF4に分類される多くの精神障害では、精神障害の病態としての自殺念慮が出現する蓋然性が高いと医学的に認められることから、業務による心理的負荷によってこれらの精神障害が発症したと認められる者が自殺を図った場合には、原則として業務起因性が認められる。
  なお、遺書等の存在については、それ自体で正常な認識、行為選択能力が著しく阻害されていなかったと判断することは必ずしも妥当ではなく、遺書等の表現、内容、作成時の状況等を把握の上、自殺に至る経緯に係る一資料として評価するまのである。
- 価するものである。 (9) なお、厚生労働省労働基準局長は、平成13年12月12日、脳血管疾患及び虚血性心疾患等の業務起因性の 判断基準に関し、通達「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について」(基発 第1063号。乙第41号証。以下、「脳疾患等認定基準」という。)を発出した。その主な内容は、以下のとおりで ある。

恒常的な長時間労働等の負荷が長期間にわたって作用した場合には、「疲労の蓄積」が生じ、これが血管病変等をその自然経過を超えて著しく憎悪させ、その結果、脳、心臓疾患を発症させることがある。このことから、脳、心臓疾患の発症との関連性において、業務の過重性を評価するに当たっては、発症前の一定期間の就労実態等を考察し、発症時における疲労の蓄積がどの程度であったかという観点から判断することとする。業務の過重性の発評価の際、疲労の蓄積をもたらす最も重要な要まきとした1か月単位の連続した期間をいて、①発症前1か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね45時間を超える時間外労働時間が長くなるほど、業務と発症との関連が弱いが、おおむね45時間を超えて時間外労働時間が長くなるほど、業務と発症との関連が弱いが、おおむね45時間を超えて時間外労働時間が長くなるほど、業務と発症との関連性が徐々に強まると評価できること、②発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働時間とは、業務と発症との関連性が強いた時間わたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働時間とは、1週間当たり40時間を超えて労働した時間をおることを踏まえて判断すること。ここでいう時間外労働時間とは、1週間当たり40時間を超えて労働した時間数である。また、休日のない連携をく続くほど業務免症との関連性をより強めるものであり、逆に、休日が十分確保されている場合は、疲労は回復ないし回復傾向を示すものである。

甲第12号証)

いる。

いる。 上記評価表に示した具体的出来事は、急性ストレス要因が多いが、持続する出来事も含まれる。評価に際しては、まず、出来事自体の平均的ストレス強度を評価し、個別具体的な出来事の内容から具体的評価を変更する必要がないかを検討し、さらに出来事後の変化や問題はどうであったか、出来事がどのくらい持続したのか、出来事の影響を緩和する対処や対応がとられたか等を総合的に検討し、総合評価として、ストレスの強弱を判断する。出来事自体の平均的ストレス強度の評価として具体的に同表に掲げられているものは、これまでの労働者を対象としたストレス研究等から得た限られたい。 のではない

のではない。 ストレス要因のうち、特に、極度の長時間労働、例え数週間にわたる生理的に必要な最小限度の睡眠時間を確保できないほどの長時間労働は、心身の極度の疲弊、消耗をきたし、うつ病等の原因となる場合があることが知られている。また、出来事に対処するため発生する長時間労働、休日労働等は、心身の疲労を増加させ、ストレス対応能力を低下させる意味で重要となる。特に発症前6か月の間に生じた労働の長時間化はストレス要因となる。労働の長時間化の評価に当たって重要なことは、どの程度の労働時間を基準にするのかによって、そのストレス強度の評価も変わってくる点である。発症の6か月以上前から続く常態的な長時間労働も、それが過重性を増す傾向を示すような場合には、その変化の度合いが小さくても、強いストレスと評価される。また、長時間労働は一般に精神障害の準備状態を形成する要因となっている可能性があることから、出来事の評価に当たって、特に恒常的な長時間労働が背景として認められる場合、出来事自体のストレス強度は、より強く評価される必要がある。

国にうて、1915年日間からならにのは、ハスー 必要がある。 さらに、ある出来事に続いて、また、その出来事への対処に伴って生じる変化によるストレスの加重も重要である。 このようなストレス要因としては、労働の長時間化とともに、出来事に伴う仕事の質、量の変化(出来事の後、仕事の 密度が濃くなったり、本人の意思に反した強制的スケジュール、同種労働者に一般的に要求される適応能力を超えた適 応の要求等)、責任の度合い、作業困難度、強制性の増加等が重要である。

号証)

平成13年から平成14年度までに大阪府こころの健康総合センターのストレスドックを受検した勤労者832人を対象に、長時間労働とライフイベント法(ストレス測定法)との関連性について調査を行った。その結果、平均残業時間の増加とライフイベント(出来事)の体験項目数の増加は関連が深く、平均残業時間が月間60時間以上は残業なしに比べたまな差異が認められた。

男性は、平均残業時間が60時間以上になると職場ストレス度の点数が極めて高くなり、女性も大きな有意差を認めた。この結果から、平均残業時間が60時間以上はストレス度の見地から問題が多いことを指摘したい。 c 東京兄野(健センター大久保靖司「勤労者における労働時間と精神健康度及び睡眠時間の関連についての調査」( 甲第18号証)

労働時間の職業性ストレス、SDS (抑うつ度調査)及び睡眠時間の関係を調査し、労働者の健康、休養に影響を与えると考えられる労働時間に関して検討したものである。 d こうかん会関係はQD とのよりを一度当典「精神障害発病と長時間労働との因果関係に関する調査研究ー医療機関(主治

医)調査一」(甲第19号証)

──精神障害の発症と睡眠時間及び長時間労働の関連性についての基礎的資料を作成すべく,全国の精神科クリニック1 070か所及び総合病院精神科680か所に質問票を郵送し,143人の精神科医から寄せられた回答について検討を

070か所及び総合病院精神科680か所に貝回宗で判定し、1-00の形式である。 その結果、長時間労働が精神疾患の発症に関与したとみなされた例は271例あった。これらの平均残業時間の内訳をみると、4時間以上5時間未満が最多であった。この代表値を4.5時間として、月労働時間20日を乗じると、100時間となり、労災認定上、脳、心臓疾患の発症に関与するとみなされている発症前1か月間の平均残業時間と一致する(前記(8)参照)。また、次いで多かったのは、3時間以上4時間未満であり、それを3.5時間として、月労働時間2日を乗じると、70時間となる。月25日の出勤とすると、87.5時間となる。これらは、脳、心臓疾患の労災認定の判断で使用される目安とほぼ同程度と考えることができよう。 ・ 東邦大学佐倉病院精神神経学研究室黒木宣夫「労災認定された自殺事案における長時間残業の調査」(甲第20号証) 過去に労災認定された51例に関して月間時間外労働が44時間以内、45~79時間、80~99時間、100時間以上に分類し検討を加えると同時に、100時間を境に99時間以内(I群)、100時間以上(II群)と2つに分類した検討を加えた。

し時間以上にが親し使計を加えると同時に、「00時間を現に99時間以内(14年)、「00時間以上(14年)と29に分類して検討を加えた。 その結果、今回の対象事案の53%に100時間以上の時間外労働がみられ、管理職と専門技術職の両者で全体の74%を占めた。発症から死亡までの期間は、3か月以内に71%が自死に至っていた。そのうちの52%が100時間の時間外労働をしていた。出来事から6か月以内に自死に至っていた者は63%であり、その中で100時間以上の時間外労働に従事していた労働者は59%であった。全体の75%は未受診か、受診しても診断はつけられていなかった。

する労働者の個性の多様さとして通常想定される範囲を外れるものではない。したがって,P1のうつ病発症は業務に

起因したものと判断すべきである。 労働精神医学(疫学)的にみても

起因したものと判断すべきである。
労働精神医学(疫学)的にみても、そもそも医師は長時間労働と激務に従事し、うつ病のハイリスク集団といえるし、本件病院におけるP1のうつ病発症前の労働ストレスは、「高要求度」「低裁量度」「低支援度」と特徴付けられるから、P1のうつ病発症前の労働ストレスは、「高要求度」「低裁量度」「低支援度」と特徴付けられるから、P1のうつ病罹患の原因は業務にあったとするのが妥当である。
② 筑波子学大学院人間総合科学研究科社会環境医学専攻助教授P4(乙第33号証の2)P1は、遅くとも平成4年3月中旬ころには中等度のうつ病を発症していたと認められる。しかし、判断指針の職場における心理的負荷評価表で、出来事の平均的な心理的負荷の強度の評価が「 $\Pi$ 」に該当するものはない。悲惨な事の結果運ばれてくる患者の治療に当たることは、医師として日常から遭遇する出来事であるし、患者の生命を救うことは、医師にとってノルマというよりもむしろ自発的な職業的使命感に基づく行為と考えるべきであるから、P3医師の述べるようなストレス強度 $\Pi$ に当たる出来事はない。また、P1の労働時間数をみると、全国の研修医を対象に行われた調査の結果と比較しても平均的な長さであり、研修医期間を終えて間もない若手医師としては標準的な生活を送れたいたものと推測される。その結果、睡眠時間についても、研修医の平均睡眠時間(平均5、5時間土0、9時間)にいたもも確保されていたと判断するの結果、医時間に必要できたであろう自由時間数を考えても、生理的に必要な最小限度の睡眠時間を数週間にわたって確保できないほどの長時間労働はなかったと考えられる。したがって、本件自殺には業務起因性はないと判断するのが妥当である。 起因性はないと判断するのが妥当である。

第一年の表示という。 - 筑波大学大学院人間総合科学研究科ヒューマン・ケア科学専攻社会精神保健学分野助教授、医学博士、精神科医P (乙第36号証)

5 (乙第36号証) P 1は、元来の性格(強い責任感、仕事熱心等を特徴とするメランコリー親和型性格、あるいは執着気質)と自殺念慮、厭世観、不眠等の症状から、従来の内因性うつ病と診断される。業務からは過重な責任もなく、強いストレスがあったとはいえない。一方、P 1 の遺書の内容からは、自ら楽しむ傾向が乏しく、与えられた課題をこなすことでその楽しめない感覚を麻痺あるいは希薄化させて生きてきたように考えられる。そして、社会経験を積む中で、自ずと生じてきた抑うつ傾向が生まれ、これまでに自覚されなかったこの楽しめない感覚(他者配慮的である)が明白に自覚されるようになったという性格傾向が窺える。したがって、P 1 のうつ病発症の原因は、業務の負担が有力であるとはいい難く、元来の性格、価値観等によるものと考えられる。 当事者の主張

# 原告の主張

いた。 医師の診療業務は、人の命と健康に大きな影響を与えるものであり、高度の精神的緊張を求められる労働である。特に、外科の手術は、人体に決定的な作用をもたらすものであり、精神的肉体的負荷は極めて大きい。また、P1は、研修を終えたばかりの駆け出しの外科医であり、経験豊かな医師と比較して慣れないことが多く、精神的負担が大きかった。さらに、本件病院に来て期間が経過するに従い、担当する手術の難易度も高まっていった。 厚生労働省は、脳疾患等認定基準(乙第41号証)において、業務の過重性を判断する要素として、日常的に精神的 緊張を伴う業務を挙げ、その例として、常に自分あるいは他人の生命、財産が脅かされる危険性を有する業務、人命や 人の人生を左右しかねない重大な判断や処置が求められる業務を示しているが、外科医の業務は、その典型的なもので

ある。

P 1 の時間外労働時間は、前提事実表 2 記載のとおり、本件病院に勤務していた 3 0 か月間すべてにつき、 1 0 0

b P1の時間外労働時間は、前提事実表2記載のとおり、本件物院に動物していた30か万周り、ここで、、30時間を優に超えている。
上記時間数には、日直、宿直の際の労働時間が加算されていないから、宿直1回につき労働時間を16時間増やして考えるべきで、これだけでも、月に16時間ないし32時間の労働時間が加算されなければならない。
さらに、日直(実質8時間労働。証人P6の証言)、手目直(実質4時間労働)についても加算されるべきである。宿日直の労働時間を含めたP1の実際の時間外労働時間数は、次頁の表のとおりとなる。
なお、被告は、所定労働時間中の休憩時間を1時間と主張するが、証人P6の証言によれば、昼休みは15分~20分間程度であったと認められるから、午前8時30分から午後5時までの拘束時間のうち、多めに30分の休憩時間を 差し引いたとしても、平日の勤務時間内の実労働時間と8時間として計算することができる。したがって、P1の全労働時間は、上記時間外労働時間に平日の勤務時間内の労働時間を加えたものとなり、ほとんどすべての月で月間300時間を優に超え、400時間を超える月もあった。 時間を優に超え、400時間を超える月もあった。

#### P1の時間外勤務時間一覧表

年. 月	時間	数	年.	月	時間数	
1. 1 1 2.	2   25 1   23 2   15 3   15 4   17 5   17 6   16 7   14 8   12	2. 5 9. 5 5. 5	3.	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 1 2 3 2 3	1 4 6. 1 6 9. 1 6 7. 1 4 9. 1 6 0. 1 7 1. 1 8 7. 1 7 3. 1 8 6. 2 0 4.	505500005000550

c P1の実際の休日は、月平均わずか1回であった。 d P1は、夜10時から朝5時までの深夜帯に労働することが多く、

- かったことなるが、本件病院でのP1の労働は、質的にも量的にも極めて過重なものであり、特に、平成3年10月から平成4年3月までの労働は、同人の心身に極度の負荷を与えるものであった。 ④ 委託研究報告書は、P1の長時間労働がうつ病発症の原因となったことを裏付けるものである。 ⑤ P1は、深夜勤務の多さ、オンコール体制等の業務上の理由から、睡眠の妨害を受け続けてきたのであり、このこともうつ病発症の重要な要因となった。睡眠障害がうつ病発症の原因となることは、委託研究報告書で報告されている とおりである。
- ⑥ 被告は、P 1 の業務が平均的な外科医のものと変わりないものであって、業務による精神的、身体的ストレスが心理的負荷となったとまでは認められないと主張する。しかし、厚生労働省が脳疾患等認定基準で示した「月80時間以上の時間外労働」という基準は、他者との比較ではなく、当該労働者が何時間働いたかだけを問題にしており、脳心臓疾患の場合には他者との比較をせずに労働の過重性を判断し、精神障害の場合には平均的かを問題にするのは合理性に 被告は、

被告の主張

① P1が遅くとも平成4年3月中旬ころまでにうつ病に罹患していたことは争わないが、本件病院におけるP1の業務による心理的負荷は、客観的に精神障害を発症させるおそれがある程度に強いものであったということができず、P1のうつ病が上記業務により発症したと認めることはできないから、P1の死亡に業務起因性を認めることはできないというべきである。

件をも満たすことが必要である。 d 原告は、危険性の要件につき は、原告は、危険性の要件につき、本人基準説によるべきであると主張するが、当該業務の危険性は、当該業務の内容や性質に基づいて客観的に判断されるべきであり、本人の脆弱性は、判断の対象である「業務」に内包されない業務のの要因であって、本人の脆弱性の程度によって業務の危険性が左右されるのは不合理であるし、また、労災補償制度の要因であって、本人の脆弱性の程度によって業務の危険性が左右されるのは不合理であるし、また、労災補償制度の下運営されている制度であることに照らせば、脆弱性の大きな労働者に発生した精神障害まで労災補償制度で救済であることは、労災補償制度の趣旨に反し、採用し得ないというべきである。

本件病院におけるP1の業務内容、労働時間は、外科医として平均的な業務内容、労働時間であり、同人のみが遂行できないよりられていたということはできないから、P1が従事してい業務それ自体が、日常業務を支にできないから、P1が従事してい業務であったということはできないから、81の業務内容として平均的労働方はということはできないから、81の業務であったということはできない。81の業務内容は、同僚であるP7医師やP6医師の業務内容と比較して大差はなく、数のといるのというに与えた精神的負荷は少なく、業務起因性は認められないというべきである。(8)診療内容、手術の件数や難易度は、いずれもP1の外科医師としての経験年数や技量に照らし、過剰な責任を負わされたとか、特段に困難な手術を先輩医師の指示や補助を受けないままに執力させられたというような状況にはな 本人基準説によるべきであると主張するが、 当該業務の危険性は 負わされたとか、特段に困難な手術を先輩医師の指示や補助を受けないままに執刀させられたというような状況にはな い。
(b) 若手医師の担当患者数は、P1を含めて20人前後と多く、その点については、P7医師もP6医師も、業務としてはかなり忙しかったと供述しているが、若手医師にのみ過重な負担がかかるようなことはなかったし、また、職場の先輩医師による支援体制は整っており、P1だけが過重な業務を担当していたとは認められない。
(c) 宿直、オンコールについても、確かに十分な休息がとれるような状況ではなく、客観的にも長時間労働であったことは間違いないとしても、いずれも機械的に輪番制で担当しており、都合が悪ければ個人的に交代してもらうなどして勤務医が公平に担当していたことが認められるから、P1だけが過重勤務をしていたという事情はない。
(d) 原告は、P1の臨床経験そのものに加え、徐々に難しい症例を担当するようになったことが強度の心理的負荷となった旨主張するようであるが、救急救命センターを併設している本件病院においては、悲惨な事故や災害の被害者が患者として日常的に搬送されてくるのが常態であり、また、難しい症例を扱うようになるのは、医師としての経験を積んでいく中で徐々に与えられる業務であり、本件病院にあっては、決して能力以上のノルマを課していたものではないから、原告の上記主張は失当である。

b 問題となるのは、月平均150時間近くの時間外労働がP1に与えた精神的負荷の程度であるが、この点も、P1 過去においてはより長時間に及んだ時期が認められるから、同人のうつ病の発症半年前に時間外労働時間が急に増えたということはできない。
(c) 本件病院の勤務医にはタイムカードがなく、出勤時間を含め、時間管理は個人の自覚に任されている部分があり、手術の後などは、病院内の休憩室のソファで仮眠を取ったりする自由な時間もあったと認められるから、病院滞在時間が長いことが直ちに心理的負荷と評価できるいは疑問である。
(d) そもそも、労働の長時間化は、生理的にない労働の長時間化は、長時間労働と認められる場合には、それさせ、ストレス対応能力を低下させるために精神的負荷の度合いを修正する要素として考慮されるにすぎない。
(e) 平成3年9月から平成4年2月までのP1の自由時間を分析してみると(乙第34号証の2)、自由時間が77時間未満の日は16日、うち、休日の宿日直の日が7日間あることを考えれば、残業によって自由時間が少なく埋めなり、時間未満の日は16日、うち、休日の宿日直の日が7日間あることを考えれば、残業によって自由時間がつたのは9日間にすぎず、逆に、自由時間が10時間以上ある日は71日間認められるから、長期間にわたって必要な睡眠時間も確保できないような状況に至ったことはなく、労働の長時間化だけをとらえてうつ病発症の原因となるような心理時はできないような状況に至ったとはなく、労働の長時間化だけをとらえてうつ病発症の原因となるような心理的自体保できないような状況に至ったとはなく、労働の長時間化だけをとらえてうつ病発症の原因となるような心理的自体に対していると評価することはできない。原告は、脳疾患等認定基準を精神疾患の場合にも適用すべきであると主張する。しかし、脳、心臓疾患は、血管病変を伴う器質的疾患であり、血管病変を憎悪させる急激な血圧変動や血管収縮を引き起こす負荷、すなわちのといるが、この自然経過中に著しく血管病変を憎悪させる急激な血圧変動や血管収縮を引き起こす負荷、すなわち

ページ(8)

過重負荷が加わると、その自然経過を超えて急激に発症することがあるため、脳疾患等認定基準は、業務による過重負荷と血管病変等の憎悪に起因する脳、心臓疾患の発症との関連性を検討した専門検討会の検討結果を踏まえて、過重負 ないまたはの関連を検討し、業務上外の基準を定めたのである。したがって、脳疾患等認定基準が精神疾患に適用され ないことは当然である。

c 判断指針の「職場における心理的負荷評価表」(別紙3)における心理的負荷の強度(以下,「ストレス強度」と いう。)の観点から検討しても,P1には,総合評価を「強」と認めるだけの心理的負荷があったということはできな L1

- い。
  (a) P3意見書は、同表の「出来事の類型」欄記載①(自己や災害の体験)、②(仕事の失敗、過重な責任の発生)、③(仕事の質・量の変化)の各項について、ストレス強度IIに該当する事由があるとするが、①、②については、医師としての経験を積むことにより耐性が生ずるから、ストレス強度はIと評価すべきであり、③についても、生理的に必要な睡眠がとれないほどのものでない以上、精神的負荷が認められた場合の修正要素として考慮すれば足りる程度のものにすぎず、職場におけるストレス強度IIに該当するものはないとしており、II1の意見書は、ストレス強度II1に該当するものはないとしており、II1の意見書は、ストレス強度 II1に該当するものはないとしており、II1の職場における心理的負荷は、外科医という職種であることを前提とすれば、殊に、伸び盛りのますべきであるが、II1の職場における心理的負荷は、外科医という職種であることを前提とすれば、殊に、伸び盛りのできないというべきである。

- 若手医師の平均像を念頭に置けば、日常的に経験する程度のストレスにすぎず、その強度がIIに該当するということはできないというべきである。

  。 以上に対して、P1の個体側の要因を検討すると、関係者の供述によれば、総じて、P1は、責任感が強い、真面目、他者配慮的など、執着性格又はメランコリー親和型性格であったと認められ、職場における心理的負荷が前記の程度にすぎなかったことと併せてみれば、P1のうつ病発症は、その性格傾向に原因があるということができる。
  ④ 以上のとおりであるから、P1の担当業務、労働時間、職場の支援体制を含む職場環境を考慮しても、本件病院における業務が、客観的にみて、すなわち、日常業務を支障なく遂行できる平均的労働者(本件病院の勤務医一般)にとっても精神障害を発症させる程度に危険(過重)であるとは認められず、むしろ、P1のメランコリー親和型の性格傾向からすれば、同僚が医師としての通常の業務として受け入れる程度の心理的負荷によっても精神障害がもたらされる危険性があったということができ、したがって、業務による危険性(過重性)がその他の業務外の要因に比して相対的に有力な原因となって精神障害を発症したとみることはできないから、P1に生じた精神障害について、業務起因性を認めることはできないというべきである。 認めることはできないというべきである。第3 当裁判所の判断
- 1 前提事実に前掲各証拠及び甲第4, 第5号証, 第9号証の1, 2, 第10号証の1, 2, 乙第1号証, 第3号証の1, 第4号証の2, 第9ないし第17号証, 第19ないし第24号証, 第26号証, 第27号証の1ないし11, 第28, 第29号証, 第30号証の1, 第31号証, 第34号証の2(乙第1号証, 第3号証の1のうち, 後記採用しない部分を除く。), 証人P8, 同P6の各証言, 原告本人尋問の結果並びに弁論の全趣旨を総合すると, 次の事実が認め られる。

- (1) 本件病院は、東京医科歯科大学病院の関連病院のひとつであり、同大学の関連病院の中では規模が大きく、経験することができる手術の種類も量も多いため、同大学出身医師が手術等の指導を受ける修練病院4,5か所のうちの最上位に位置付けられていた。同大学を卒業した外科医は、大学の医局に1年程度研修医として勤務した後、麻酔科医として半年程度関連病院で勤務し、更に1、2か所の関連病院で3年程度修練した上で同大学医局に戻り、その後は、本人の希望や医局の事情等により、研究職等に就く者と関連病院で3年程度修練した上で同大学医局に戻り、その後は、本人の希望や医局の事情により、研究職等に就く者と関連病院にあたっており、殊に、平成元年4月、3次救急救命センターが竣工し、平成2年4月、3次救急救命センターに指定されて以来、医師数の増加がなかったため、同病院の医師らは多忙を極めた。なお、救急医療には、1次から3次まであるが、3次救急救命センターは、内外科の場合の医療処置を必要とする教急患者まで全てを担当する。茨城県南部の3次救急救命センターは、本件病院のほかには1病院しかなかった。
  (2) P1は、昭和〇年〇月〇日に長野県諏訪市で生まれ、その後、両親とともに東京に移り住み、昭和63年3月、25歳で東京医科歯科大学医学部を卒業し、昭和63年4月から元年3月末で1年間、総合有病院取手協同病院麻酔科に勤務した後、平成元年10月1日から平成4年3月31日まで、2年6か月間、本件病院第1外科に修練のための勤務医として勤務した。本件病院第1外科以下、単に「外科」という。)は、東京医科歯科大学の第1外科出身者で占められていた。P1は、自殺の1週間前である平成4年4月1日、出身大学である東京医科歯科大学附属病院第1外科に転勤している。(3) P1は、平成〇年〇月〇日、29歳で自殺した。
- (3) P1は、平成〇年〇月〇日、29歳で自殺した。 (4) P1が本件病院に勤務していた当時、本件病院外科の医師は、指導的地位にあるP9医師、P10医師、P1 1医師、P12医師のほか、中間に、P13医師、P7医師、その下に、P14医師、P1,P6医師がおり、他に研 修医がいた
- 「BENILLY TO ZEBINO NO REST ZEBINO NO RES

- (5) 平円病院の外科医の担当未得は、パネ、八門志古の形象にあたるはが、デスサに使用する調へするに必ずとめり、具体的には、おおむね次のようなものであった。 ① 平日の始業時刻は、午前8時30分であるが、医師の場合にはさほど厳密に守られていたわけではなく、外来診療等が始まる午前9時より前に出勤すれば足りるとする扱いになっていた。

- ② 出勤後、受持の入院患者の様子を診て回った上で、午前9時からは午前中の担当業務(外来診療、外来手術、内 鏡検査等の各担当が曜日毎に決められていた。)に就く。午前9時前に受持患者を診る仕事については、P6医師は、 時間がなければ患者の顔を見る程度のこともあったと述べている。
- P 1 の午前中の担当業務は、月曜日が外来診療、火曜日が内視鏡検査、水曜日が外来手術、木曜日が内視鏡検査、金
- P1の十則甲の担当素務は、月曜ロか77不起源、八曜日の700本に合う、小曜日の700本に合う、小曜日の700本に合う。 では日が外来手術であった。 ③ 外来診療は、午前9時に始まり、午後1時前後まで途切れなく続くのが通常であった。内視鏡検査や外来手術は、午前9時から始まり、午後0時ないし午後0時30分ころまで続く。 平成3年10月から平成4年3月までの6か月間、P1の外来診察日は、1か月当たり平均4.7日であった。 ④ 昼食は、本件病院の食堂で、午前中の業務終了後、午後の業務開始前にとることになるが、昼休みとしての実際の休憩時間は、食事をする15分か20分ほどしかなかった。 ⑤ 午後の担当業務は、入院患者の診療であり、手術も、原則として、この時間帯に行われる。P1やP6医師らは、 術者を担当することが多かった。
- (5) 午後の担当業務は、入院患者の診療であり、手術も、原則として、この時間帯に行われる。P1やP6医師らは、術者を担当することが多かった。
  (6) 本件病院では、当時、複数の外科医が1人の患者を担当するのではなく、1人の医師が1人の患者を担当する1人受持制がとられていた。受持患者の手術については、受持医が前週末までに患者の容態を整理し、診断結果や術式の選択等をまとめ、術前カンファレンスにかけておくのが原則であった。もちろん、緊急の手術もあった。手術後は、患者の容態を確認し、引き続き、手術記録を記載し、臓器を切除したときは、付属臓器を仕分けしたりして標本を作成し、写真を撮ったり、ホルマリンに漬けて固定したり、病な理検査に出したりする。夜間にわたる手術の場合には、このような方式は、その後若干改められ、標本の整理は、手の空いている他の医師が行うこととなった。)。なお、原則として後日、手術の経過、結果や爾後の治療方針等について、術後カンアレンスが行われるため、必要に応じて、その準備をする。
  (7) 受持の入院患者に対するその他の診療は、午前午後を通じて、時間をやりくりして、病棟の患者の容態を診たり、必要な処置をとったり、注射、点滴、検査等の指示を出したりすることになる。また、他の医師が執刀する手術を見学することもある。
  (8) こうして業務を終了する時刻は、P1やP6医師の場合、午後10時ころになるのが通常であり(P1の具体的終業時刻は後述する。)、夕食は、その後にとるのが普通であった。

- 本時刻は後起する。 / , ラ 良は, ての後にこるのが言題であった。 ⑨ 論文の作成等の業務は, 午後に空き時間のあるときや1日の業務が終了した後に行うことになる。 P1は, 平成2年には5件の学会発表を担当し, 本件病院の外科医中最も件数が多かった。しかし, 平成3年は1件 であり(P9医師によると, 仕事の合間に書くとして3週間程度かかるものである。), 平成4年の3か月間は, 学会 ※まちも以上しまると,

- P1は、平成2年には5件の学会発表を担当し、本件病院の外科医中最も件数が多かった。しかし、平成3年は1件であり(P9医師によると、仕事の合間に書くとして3週間程度かかるものである。)、平成4年の3か月間は、急患の発表を担当したことはない。(⑩)前記のとおり、本件病院には、手術前の術前カンファレンスや手術後の術後カンファレンス制があったが、急患の緊急手術等はひとりで方針を決定して行うする相談等がシステム化されておらず。指導者2ラスの医師に相談談では、手術前の係所は1人受持制がとられれておりず行属病院とは異なって、上位の医師に対する相談等がシステム化されておらず。指導者2ラスの医師は、相談談でであるという姿勢ではいたものの、P1クラスの外科医にとっては、受持患者に対する筋疾についての責任をることにより全体の状況を押するよう努めてはいたが、担当医にア1のを断なかった。1 日気であるというの理的負担がかかないたが、担当医にア1の医師なアラン医師は10人以に、中壁を入院患者という姿勢ではいたものの、P1クラスの外科医師とで負っているという心理的負担がかかないたが、担当医にP10を師が中の多に動なかった。中で多には10人以に、中壁を入場であると、名前と関が一致しならないでいたが、通常であった。P7医師やP6医師は、P1の日に割が一致していたが、中を超えるの外の手であると、名前と関が一致しては20人前がた。日までが午前8時30分から午後5時までのうち、昼の体り時間であった。各前の所定労働時間は、月曜であるとの十後5時は、7時の日に割りらることされていたが、中後10時節で10人が、中後10時節で10人ができる。中後10医師は、平前9時間でついては、15分ないしく0分で食事が高ととる程度でから子供と10時間の多には帰宅したが、中後10時間については、15分ないしきる。P10医師は、平前9時前には出勤していたが、午後10時節で10人が関節で10人ができる。中10医師は、平前9時前で20人ができる。中10医師は、平前9時前には、平前8時前には出勤していたが、年後9時から子供のととした。そ前8時前には出勤していたが、年後9時から子の終を医ができる。不同10を師は、中前9時前には、平前8時前には出勤していたが、年後9時から子の終を医がでる10人の医師に割り、仮眠の発生である。20、20日は10人に割した。20日間に割りがあることになり、必要に応じて、複雑 個を対していたのが通常であった。そ10日間に割りまれていた。20日間に割りがあることになり、必要に応じて、複雑 個を対していた。10日間に割りは10人に割りに割りがあることになり、必要に応じて、複雑 個を対していたのが通常である。200年前4日に割りがあることになり、必要に応じて、複雑 個を対して割り、10日間に割りに割りがあることになり、必要に応じて、複雑 個を対していたが、10日間に割りに割りが表していたが、10日間に割りが表していたが、10日間に割りに対していたが、10日間に割りに対していたが、10日間に対しに対していたが、10日間に対していたが、10日間に対していたが、10日間に対していたが、10日間に対していたが、10日間に対していたが、10日間に対していたが、10日間に対していたが、10日間に対していたが、10日間に対していたが、10日間に対していたが、10日間に対していたが、10日間に対していたが、10日間に対しに対していたが、10日間に対しに対しが、10日間に対しに対しに対していたが、10日間に対しに対しに対しに対しないが、10日間に対しないが、10日間に対しに対しないが、10日間に
- ① 宿直は、月に1、2回程度の頻度で、各科の医師に割り振られていた。 P6医師は、宿直の際、2、3時間まとまって眠ることができれば非常に運がよく、うとうとしていると起こされるのが通常にったと述べている。

日,16日~18日,22日,23日,25日,30日の14日分の記載がない(全部が休日であったかどうかは明らかでないが,少なくとも定時退勤であったことが窺われる。)。また,P7医師の平成3年8月分の勤務票(乙第27号証の3)には,3日~5日,7日,11日,13日,14日,21日,25日,26日,29~31日の13日分の記載がない(これも全部が休日であったかどうかは明らかでないが,少なくとも定時退勤であったことが窺われる。)。さらに,P13医師の平成3年8月分の勤務票(乙第27号証の5)には,4日,5日,12日~14日,18日,19日,25日,26日の9日分の記載がない(これも全部が休日であったかどうかは明らかでないが,少なくとも定時退勤であったことが窺われる。)。⑦ 以上の勤務体制,多忙度から,P6医師は,本件病院の外科医の数は2人くらい不足だったのではないかと回顧している。本件病院にもから,P6医師は、本件病院の外科医の数は2人くらい不足だったのではないかと回顧している。本件病院における外科医の勤務が極めて多忙であったことは認めるが,「有給は誰も取りません。医者の勤務体制はそういうものではなく,大学関連病院ではそういう雰囲気でもないからです。・・・遊びに行るために休暇をとるという考えが外科医にはなく,・・・せいぜい2~3年で大学に帰れるので,その間はきちんとやろうという感じでした。」と述べている。 16日~18日、22日、23日、25日、30日の14日分の記載がない(全部が休日であったかどうかは明ら

(8) P1や同僚外科医らの勤務票記載の時間外労働時間数(早出残業時間,休日勤務時間を指し,宿日直の労働時間を含まない。)は、別紙5(乙第29号証)のとおりであった(なお,厳密には、別紙5のもとになる資料である乙第27号各証自体によると、P1の時間外労働時間が更に多いことは前提事実記載のとおりである。)。

れによると、P1の時間数とP6医師の時間数との間には遜色がないが、他の医師の時間数との間は相当顕著な差 がある。

P1について,上記時間外労働時間数に前提事実表3記載の宿直,日直,半日直勤務の時間数を合計すると, (9)次頁の表のとおりとなる。

## P1の時間外労働時間一覧表(宿日直を含む)

年.	月	時間数	年.	月	時間数	年.	月	時間数
2.	10 11 12 12 34 56 7	1 7 5 . 0 5 5 2 2 5 5 . 5 5 1 7 5 . 5 5 1 6 . 5 5 1 6 7 7 9 . 5 5 1 6 7 5 . 5 5 1 6 7 5 . 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	3.	8 9 10 11 12 1 2 3 4 5	1 2 3 . 5 0 1 2 3 . 5 0 0 1 1 6 6 8 . 5 5 1 4 6 . 5 1 6 9 . 0 0 1 4 7 . 5 0 1 4 9 .	4.	6 7 8 9 1 0 1 1 1 2 3	160. 0 171. 0 155. 0 178. 0 183. 0 186. 0 131. 0 183. 5 156. 5 204. 0

本件病院の月曜日から金曜日までの所定労働時間は午前8時30分から午後5時までであるが、P10外科 部長兼副病院長(当時)の見ているところ、医師らの実際の帰宅時間は、午後7時か8時であったという(乙第11号

配)。 しかし、P1やP6 医師の終業時刻は、本件病院勤務期間を通じて、概ね午後10時過ぎであった。P1の終業時刻を月毎に一覧すると、別紙6(「P1の終業時刻一覧表」)のとおりである。同表は、P1の勤務票(乙第27号証の1)及び乙31号証によるものである。横軸の時刻は、それぞれ「同時刻まで」を表し、例えば午後9時30分である。房表でいる場合には、午後10時の間に数えることとした。なお、勤務票は、時間外労働時間全部を記載したものものである。横軸の時刻は、となりである。時間数だけが記載されているため、中成2年8月と同年9月は、今印を付し、日数を特定していないが、他の月は全ての日にできない。そのため、平成2年8月と同年9月は、今印を付し、日数を特定していないが、他の月は全ての日にで時間外勤務時間が記入されているか、又は、記入がない日がた時勤務、宿日直勤務をした日であるか、それとも休暇をとしていないが、他の月は全ての日にて時間外勤務時間が記入されているか、又は、記入がない日が1日からとによずさないので、関係供述等に照のし、21号証とより休暇を取得していないことが認められるから、平成3年10月以降は、賃金台帳(乙第2、1号証)により休暇を取得していないことが記をした。ただし、平成3年10月以降は、賃金台帳(乙第2、1号証)により休暇を取得していないことが記を終えている場合には、勤務を開始した月の「それ以降」を終えている場合には、勤務を開始した月の「それ以降」の複数にある月の末日に勤務を開始したケースにおいては、同一夜について2回分算入することを避けるため、連続して勤務を開始したケースにおいては、同一夜について2回分算入することを避けるため、後半になるるい別紙6の表によると、P1の退勤時刻は、本件病院着任当初は、午後10時ころの日が比較的多いが、後半になるるには翌朝始業時まで勤務を続けている日の方が多くなっている。また、午前0時又はそれ以降、場合によっており、休日には該当しない。 「○下間はは野なは関係を取り、「○下間はは野なは関係に関するない、「○下間はは野なは関係に関するない、「○下間は日間ないま」によりに関するとい、「○下間は日間ないま」によりには該当しない。 証)。 しかし,

には該当しない。

には該当しない。
(11) また、52頁記載「P1の時間外勤務時間一覧表(宿日直を含む)」の時間外労働時間を単に1か月の日数で除して、1日当たりの時間外労働時間を算出し、また、実際に出勤した日の1日当たりの時間外労働時間を算出すると、別紙7のとおりとなる(なお、乙第17、第19号証により認められる、術者として担当した手術の件数も併記した。また、「実休日数」欄記載の日数は、本件病院に実際に勤務していた日の1日あたり時間外労働時間を算出するために記入したものであるが、本件病院に実際に勤務していた日の1日あたり時間外労働時間を算出するために記入したものであるが、中成2年9月の「7」は、前記鹿児島市における学会発表の前後を含んでおり、休んでいたことを示すものではない。)。これによると、実労働日数1日あたりの時間外労働時間は、全期間平均で5、9時間であり、これは、月曜日から金曜日であれば、午後5時の定時後、午後11時近くまで勤務するような状態が常であったことを示している。午後11時まで勤務し、その後、食事をとるとすると、本件病院までの出勤自体に要する時間がさほどかからなかったとしても、午前0時から翌朝8時ころの間が入浴、洗面、朝食、身支度等と睡眠の時間であったことになり、新聞を読んだり、テレビを見たり、寛いだりといった時間はない計算になる。P1がほとんど休暇をとっておらず、土曜日や日曜日も出勤した日が多いことは前示のとおりであり、実際に休んだも、全期間を通じた平均でも1か月に1、47日であるが、平成2年の夏と平成3年5月に各月5日以上休んだのを除くと、1か月に1度も休んでいない月及び1日しか休んでいない月がそれぞれ10か月もある。さらに、P1は、平成元年10月5日から6日、28日から29日、同年11月2日から3日、6日から7日、9日

から10日,21日から22日,24日から25日,同年12月1日から2日,27日から31日(4日間連続である。),平成2年1月2日から3日(いずれも休日である。),12日から13日,14日から15日(いずれも休日である。),26日から27日,29日から30日等々,以下,一々掲げないが,多数回にわたって,翌日にまたがってある。),26日から27日、29日から30日等々,以下,一々掲げないが、多数回にわたって,翌日にまたがってある。

て勤務している。
(12) 次にP1の業務の性質について検討するに、P1やP6医師ら新人外科医は、本件病院で初めて、自自患者ので執力し、術後の経過を観察し、その間、患者の裏族とも面識ができる。その後、時には病気が非常についるといるで執力し、術後の経過を観察し、その間、患者の男がであり、P6医師ら新人外科医は、本件病院で初めてとして充めなどしてあるといるで、かった一連の経験をするように合きする場合、内の情には病気が非常につかある一方、本のでいたも、大のないたが、大の大の上でもといたが、大の大の大きのに、大の大きの心理的負担は特に重かった。以下、大きないたが、大きないたが、大きないたが、大きないの心理のの心理の自力は、大きないたが、大きないたが、大きないたが、大きないである。医療措置のいかんが生命に直結する場合の作業を積していた。1 中 1 が本件病院に勤務していた期間の上での経験を積していた。1 中 1 が本件病院に勤務したが、死亡のおり、医師を入り、大きないるにといった。以下、大きないるには、ないの心理のの体験を積しまして、よるようなとは、大きないるには、ないの、大きないの、大

に対しても親切で、カンファレンスについてもよく勉強して発表していたと述べている。 P6医師の経験によっても、P1は、本件病院勤務当時、一人で酒を飲みに行くようなことはなく、もとよりそのよ うな時間の余裕もなかった

P1は、平成3年の初めころから次第にやせ、平成4年3月ころにはかなり体重が減っているようにみえ、いつも疲 れているようにみえた。

P1は、患者について「患者送り状」を作成していたが、P6医師は、P1がそのようなものを作成していたことは

全く知らなかった。

Pら医師は、P1と第1外科医局研修医として同期でもあり、P1と仲がよかったと認識しているが、P1から、不眠等の不調の訴えを聞いたことがなく、P1が不眠のため薬剤を使用していたことは、本件労災申請手続の中で事情聴取を受けた際に初めて知った。P6医師は、仕事帰り等にP1と食事をともにすることがあったが、患者の話や仕事の話が中心であり、プライベートな話題に及ぶことはなかったものの、結婚はしないつもりだという話を聞いたことがあったがある。

品が中心にあり、ファイン・スートの記念のである。 P6医師は、P1は、同期の中でも外科医としての実力はあった方だと思う、したがって、力量不足で押しつぶされたとは考えられない、しかし、適性の点からいうと、P6医師の表現によると、胃癌などの患者が再発したとか、転移したといった場合に、患者のことに気持ちが入り過ぎて、割り切ることができない性格であり、それが人間的魅力でもあったろうが、真面目すぎたともいえると述懐する。 P6医師の捉え方は、本件病院での初任の外科医の仕事は、多忙で負担の大きい過酷な労働という側面はあるものの、納得ずくで外科医の道に入った以上、覚悟の上であり、多忙であることは、他面、自己の能力を高めるのによい職場であったと前向きな捉え方をしている。 同医師の尋問の結果によると、P6医師は、宿直明け等の勤務日に空いた時間に医局のソファで横になっても批難さ

同医師の尋問の結果によると、P6医師は、宿直明け等の勤務日に空いた時間に医局のソファで横になっても批難されたりすることはないと述べている。

たりする しかし, なっていた ④ Po P8看護婦の印象でも、P6医師は、比較的仕事を早く切り上げて帰る方であり、P1とは割り切り方が異

なっていた。
④ P8看護婦は、P1の印象を「非常に真面目」、「仕事を細かくきっちりやる先生」、「全てのことに真面目な人」、「悪ふざけのできない人」、「看護婦に対しても非常に気を遣って」くれるなどと評価しており、通常は、看護婦が処置の道具を積んだ回診車を押して患者の傷の消毒に回るのであるが、「看護婦が忙しそうにしているときは、ひとりで処置に回ってくれるなど、自分でできることは全てやってくれる先生」、通常は、2階での手術後、看護婦がベッドに載った患者を4階の病室までベッドごと押して行くのであるが、P1は、「自分で点滴を持って、看護婦と一緒に病室まで運び、その後の処置もできることはやってくれる」、休日でも、ポケットベルの圏外に出るときは、あらかじかを連ば標する いたと述懐する。

いたと述懐する。
⑤ 以上のようなP1に近かった者の印象や経験については、諸種の裏付がある。2,3の例をあげれば、本件病院外科医長であったP9医師もP1が仕事熱心であったとしているし、P1の外来介助を担当していた看護婦は、わざわば原告ら両親に対して、P1の外来患者や看護婦に対する配慮の行き届いた対応振りについて手紙を書き送っているし、重い病気で手術を受けたP1の受持入院患者も文集に丁寧な説明についての感謝の文章を載せている。
⑥ P1は、本件病院に勤務していた間は、本件病院に近代上マンションに住んでおり、両親方から本件病院に動務していた間は、本件病院に近代上でいる様子で、翌朝、両親方から本件病院に東かけて、看護婦と患者の容態について話している様子で、翌朝、両親方から本件病院に取るかけて、看護婦と患者の容態について話している。
(16) P1は、平成4年4月1日、東京医科歯科大学附属病院第1外科勤務となり、同日から同月3日まで出動した後、土浦に戻って片付けをし、本件病院の医局に行って荷物の整理をした際には、P7医師に対し、顔も上げず、た後、土浦に戻って片付けをし、本件病院の医局に行って荷物の整理をした際には、P7医師に対し、顔も上げず、17) そして、P1は、同月〇日夜、本で母親と話したり、一緒に写真を撮ってもらったりした後、翌〇日午前の時過ぎ、自室に戻り、その後、薬物を自己の身体に注射して自殺した。遺書が遺されていたこと、その内容は、前提事実記載のとおりである。以上の事実が認められ、この認定に反する乙第1号証、第3号証の1の各一部は採用せず、他に同認定を覆すに足りる証拠はない。

2 労災保険給付の対象となる業務上の疾病については、労働基準法75条2項に基づいて定められた同法施行規則35条により同規則の別表第1の2に列挙されており、精神疾患であるうつ病の発症が労災保険給付の対象となるためには、同別表第9号の「その他業務に起因することの明らかな疾病」に該当すること、すなわち業務起因性が認められる ことが必要である。

ことが必要である。 そして、労災補償制度の趣旨は、業務に内在又は通常随伴する危険の発現としての労働災害について、使用者の過失の有無を問わず、被災労働者の損害を填補するとともに、被災労働者及びその遺族の生活を補償するところにあると解されるから、業務と疾病との間に業務起因性があるというためには、単に当該業務と疾病との間に条件関係が存在するのみなられ、社会関係として疾病が発生したと法的に評価されること、

のかならり、社会通志工、業務に内住文は通常履行りる危険の現実化として疾病が発生したと法的に評価されることが すなわち相当因果関係が認められることが必要である。 精神疾患は、様々な要因が複雑に影響し合って発症するものと考えられているが、業務と精神疾患の発症との間に相 当因果関係が肯定されるためには、単に業務が他の原因と共働して精神疾患を発症させた原因の一つに含まれると認め られるだけでは足りず、当該業務自体が、社会通念上、当該精神疾患を発症させる一定程度以上の危険性を内在させ、 又は随伴していると認められること、換言すると、業務が相対的に有力な原因となったと認められることが必要である

又は随伴していると認められること、探言すると、表別が旧名明に日のは次記となったととと解するのが相当である。この観点から、前提事実記載の知見等を踏まえて検討するに、P1が本件病院でしていた月間平均170時間を超え、時に200時間をも超えた時間外労働の時間の長さ及びその内容、性質に照らすと、P1のうつ病は、心理的負荷の重い本件病院における長時間の業務が相対的に有力な原因となって発症したものと認めるのが相当である。3 被告は、上記長時間労働にもかかわらず、本件病院における業務による心理的負荷は、労働時間の点からも、業務内容の点からも、客観的に精神障害を発症させるおそれがある程度に強いものであったとはいえないと主張するので、以下、これらの点について説明する。
(1) まず、業務の内容、性質についてみると、高度の専門技術と集中力が要求され、人の生命にかかわる外科手術を

れらの点について説明する。
(1) まず、業務の内容、性質についてみると、高度の専門技術と集中力が要求され、人の生命にかかわる外科手術を行うことは、熟練した外科医にとっては日常業務といえるとしても、順次、初めての症例にあたり、初めての手技を自らの手で行う新人外科医にとっては、次第に難度を増すそれぞれの外科手術の施術を担当すること自体が、相当の心理的負荷となるものと認めることができる。
被告は、P1の業務内容は、同僚医師と比較して大差なく、むしろ平均的であるとして、業務がP1に与えた負荷は少ないと主張する。しかし、P1は、勤務医としての立場で受持患者をもっていたのであるから、研修医の業務とは比較にならないことはいうまでもない。また、P1は、研修期間を経て本件病院に着任した新人外科医であり、熟練した外科医と比較するのも相当でない。前記認定事実によれば、本件病院の外科医が皆激務であったということができるとしても、P1の業務上の心理的負荷の程度は、あくまで、初めての経験を順次積みつつある新人外科医として検討されなければならない。この意味で、同程度の段階にあった医師は、本件病院では、P14医師とP6医師だけである。そ

して、P14医師との比較では、別紙5のとおり、単に時間外労働時間だけを比較しても、両者の間には2倍又はそれ以上の差があることが明らかである。これに対し、P6医師は、時間外労働時間の点では、P1に匹敵する長時間労働をしているが、P6医師は、P1とはかなりタイプが異なる。P7医師によれば、P6医師は、P1と対照的な外向的性格であるというのであり、P6医師自身が、覚悟の上で外科医になったのであるから、多忙であることや困難な手術を担当することは、自己の能力を高めるためによい機会であると捉えているというのであって、その供述状況からしても、P6医師が何事も前向きに捉え、物事について割り切った考え方、感じ方をすることができる性格であることは明

らかである。これに対し、P1の本件病院における仕事振りは、前記認定のとおりであり、要するに、真面目で、責任感が強く、他者配慮的で、几帳面な性格によって、患者のみならず、看護婦等にも周到に配慮して気を遣い、常に患者の容態を心配していたことが認められるのであり、そのような外科医も、向き不向きは別として、社会的に期待される医師のひとつの典型ということができ、このような医師を心理的負荷の強度を判断する際の基準外とすることはできない道理フである。そして、P1は、本件病院で初めて、勤務医として人の生命を直接左右する養に直面し、緊迫した事態のもとである。そして、P1は、本件病院で初めて、勤務医として、患者の死や再発に直面し、緊迫した事態のもとである。そして、P1は、本件病院で初めて、勤務医として、しては、患者の死や再発に直面し、緊迫した事態のもとである。そして、P1は、対療行為を行ったりして、場合によっては、患者の死や再発に直面し、緊迫した事態のもとであるたと認めることができ、これが軽かったなどということは、到底できない。さらに、緊急かつ重大な業務に突発的に携わる可能性が常時ある状態に置かれていたオンコール制による心理的負担も無視することはできないし、オンコール制のもとでの当番の際や、あるいは、受持患者の容態の急変等により、ポケベル等で呼び出される可能性のある状態が連続していたことによる心理的負担も軽いものとはいえない。また、帰宅後実際に呼び出されたりした。まる医臓リズムの乱れ等も、長時間労働とあいまって、うつ病発症の要因となる性質のものであったことは前記知見上明らかである。(2) らかである。 これに対し

害の準備状態を形成する要因となっている可能性があるとして、出来事の評価にあたって、特に恒常的な長時間労働が背景にある場合、ストレス強度は、より強く評価される必要があると指摘している。その見解に沿って検討しても、P1の業務は、重症の受持患者等の診療それ自体が、自己の責任において他人の生命等を左右するという意味で、それ、「出来事」としての性質を有するものと評価することができ、本人の意思に反した強制的スケジュを化り、「本人の意思に反した強制的スケジュを化り、「仕事の密度が濃くなった」といった「仕事の質、量の変化」を伴うものであり、「責任の度合い」、「作業困難度」という点からも、研修医であった当時、麻酔医の研鑽をしていた時期とは、格段の差があったと解されるのである。(4) 次に、P1の個体側の要因の有無についてみると、P5医師は、意見書の中で、P1の性格傾向について、メランコリー親和型性格であるとしており、なるほど、P1は、性格上、ひとりで問題を抱え込んでしまうような面があったため、同じ出来事に対してでも、感ずる心理的負担感がP6医師より重かったことが窺われる。しかし、そも常と、メランコリー親和型性格とは、あくまでも人格の特徴、人間の存在様式の一つたあり、個性の多様さとしてあり、ようンコリー親和型性格とは、あくまでも人格の特徴、人間の存在様式の一つたあり、個性の多様さとでもあり、ステンコリー親和型性格とは、あくまでも人務の特徴、人間の存在様式の一つたあり、個性の多様さとのであり、の存在様式の一つたあり、個性の多様なとのであり、の存在様式の一つたあり、個性の多様なとのであり、ステンコリー親和型性格とは、あくまでも人格の特徴、人間の存在様式の一つたあり、個性の多様さとのであり、ステンコリー親和型性格とは、あくまでも、大間では、大口の表によりない。

。(5) 以上のとおりであるから、P1が本件病院における業務の上で感じていた心理的負荷は、社会通念上、うつ病を発症させる危険性を内在させているといえる程度に強いものであると認められるのに対し、同人の個体側要因にはうつ病発症と強い関連性を持つ要因は認められないのであって、P1のうつ病発症及びそれによる本件自殺は、同人の本件病院における業務に起因するものと認めるのが相当である。

4 よって、原告の請求は理由がある。

水戸地方裁判所民事第2部 裁判長裁判官 松本光一郎 裁判官 上原卓也 裁判官 岸野康隆